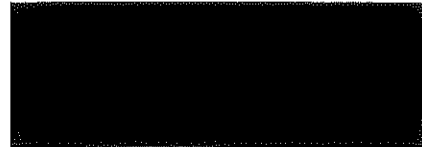


裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 那覇市福祉事務所長 新里博一

審査請求人が平成28年11月21日付けで提起した処分庁による生活保護廃止処分（平成28年9月16日付け那福事保第280634号）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張  
審理員意見に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張  
審理員意見に記載のとおり。

理由

1. 本件処分について  
法第1条で、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目



的とする。」と法の目的を規定している。

法第4条第1項で、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」ものと保護の補足性の原理を規定している。

法第8条第1項では「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と保護の基準及び程度の原則を規定している。

法第26条で、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。」とし、保護の廃止について規定している。

法第60条は、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と生活上の義務を規定している。

課長通知第3の問18の回答では、「当該預貯金等が既に支給された保護費のやり繰りによって生じたものと判断されるときは、当該預貯金等の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、活用すべき資産には当たらないものとして、保有を容認して差しつかえない。(中略) また、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこと。さらに、保有の認められない物品の購入など使用目的が生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合には、最低生活の維持のために活用すべき資産とみなさざるを得ない旨を被保護者に説明した上で、状況に応じて収入認定や要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこと。」としている。

これを本件についてみると、処分庁は、平成28年9月2日に審査請求人から送付された資産申告書により預貯金総額1,037,866円を確認後、同月13日に担当現業員が電話で審査請求人に対し、保護費でやり繰りした預金で使用目的がないことを確認した上で、預貯金額が最低生活費の6ヶ月以上ある場合は保護が廃止になると説明し、同月16日に提出された銀行通帳の写しから確認された預貯金残高1,072,065円を、保有の容認をせずに活用すべき資産として保護の要否判定を行い、収入充当額が最低生活費を上回り6ヶ月以上保護を要しないと判定し、平成28年10月1日付けで審査請求人世帯の保護を廃止している。

そこで、課長通知第3の問18で示された保護費のやり繰りによって生じた預貯金等の取扱いを見ると、被保護者の生活状況等について確認し、必要に応じて生活の維持向上の観点から当該預貯金等の計画的な支出について助言指導を行うこととある。

この点について、審査請求人は平成29年1月12日付け反論書において、電化製品を10年使用し、いつ故障するか分からないと主張しており、審理員が送付した質問書に対する平成29年4月17日付け回答書において、洗濯機及び冷蔵庫

は10年使用と回答している。

これらの電化製品については、保護受給中の保有は認められているものであり、処分庁が審査請求人から生活状況等を確認し、預貯金の計画的な支出について助言指導を行っていれば、買い替えをして生活の維持向上につなげることも考えられたため、審査請求人の生活状況等を確認せず、累積預貯金額の把握後、直ぐに保護が廃止になる旨を説明している点で、処分庁の手続きに瑕疵があったと認められる。

また、処分庁は、必要に応じて計画的な支出について助言指導を行った上で、なお保護の趣旨目的に反すると認められる預貯金がある場合に収入認定又は要否判定の上で保護の停止又は廃止を行うこととなっているにもかかわらず、保護の廃止を決定する前に助言指導を検討したとは認められないことから、この点でも、処分庁の手続きに瑕疵があったと言わざるを得ない。

## 2 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

## 3 付言

保護費のやり繰りによって、何の目的もなく、相当の金額を貯めている場合、被保護者が最低生活以下の生活をしている可能性が考えられるため、処分庁においては、被保護者に対し、十分な生活指導をするとともに、現に最低生活に必要な物資を失っている場合は、これらの物資の購入等の指導を検討するよう努めること。

平成29年6月29日

審査庁 沖縄県知事 翁長雄志

